

第37回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

開催日 平成24年2月28日(火)
時間 9:30~12:30
場所 ウイングプラザ 4階 研修室E

- 議事次第 -

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第36回委員会活動の整理事項
＜資料 - 1, 2＞
 - 2) 野洲川^{たていり}立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する意見書の審議
＜資料 - 3＞
 - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
＜参考資料 - 1＞
6. 閉会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料 - 1 第36回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料 - 2 第36回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料 - 3 意見書(原案)
- ・ 資料 - 4 意見書(原案)に対する意見

- ・ 申請説明書
- ・ 参考資料 - 1 今後のスケジュールについて
- ・ 参考資料 - 2 意見書(案)
- ・ 参考資料 - 3 審査表(確定版)

河川保全利用委員会 委員の紹介（五十音順）

氏名	所属	分野	備考
岸本 直之	龍谷大学 理工学部	自然環境 [水質]	
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水 [河川工学]	ご欠席
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境 [動物・植物]	
西澤 一男		地域特性に詳しい者	公募
能登 勝		地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀県立大学 環境科学部	自然環境 [生態系]	本委員会 委員長
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他 [都市景観]	本委員会 副委員長
門地 喜代春	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	

第36回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第36回河川保全利用委員会（H24.1.30）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第36回委員会での審議結果 （対応状況）	第37回河川保全利用委員会 審議内容	第37回委員会 配布資料
1) 野洲川立入(テリ)河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書(素案)に係る審議	<p>事前に各委員から提出された「意見書(素案)に対する意見」を記載した(資料-3)に基づき、3公園ごとに河川管理者に提出する「意見書」の審議を行った。主な意見等は以下のとおり</p> <p>「意見なし」の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意見なし」は、その項目について「特に意見を言うことがない」と判断する。(沿革)について ・なぜ河川敷にこのような公園ができたのか、誕生の経緯の記載が必要ではないか。それであれば、意見書を保全利用の観点から出さなければならないことに至った事情についても併せて併記する必要がある。 ・素案通り「対象施設は・・・。」という主語を尊重して、この対象施設そのものの経緯を書くべきではないか。 ・素案をそのまま原案とする。(利用状況)について ・平成22年度の利用者実績にした方がよい。 ・「維持管理及び運営管理が遂行されており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている」の文面を追加する。(環境等)について ・生態系だけがここで「分断する影響があると考える」となっており、非常に気になる。 ・生息地が分断されているというのは客観的事実である。 ・「生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる」の表記とする。(委員会の判断)について ・河川公園の縮小・廃止と言うのは非常に乱暴な書き方ではないか。 ・「廃止」の文言には、河川環境に反している一部の施設がなくなった場合、自然環境の連続性が再生、復元される意味合いが含まれる。 ・「縮小・廃止」の文言は、素案を少し整理して採用する。(占用許可期限の更新についての意見)について ・工作物の更新許可は耐用年数を考慮して、自然化するかどうかを検討すべき。 ・意見書のあり方として、命令調の書き方は行き過ぎているように思う。 ・一部施設の自然化について「期限内に完了させること」は少し言い過ぎ。河川管理者と占用者との間で決めるべきことではないか。 ・もう少し柔軟な対応として「一部施設の『自然化』を行うこと」ぐらいでもいいのではないか。 ・「川とのふれあい」を阻害しているのは、川へのアプローチや川づくりが不備であり、それで川に活かされた利用ができていない。 ・この委員会は「河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め」を強調すべきで「スポーツ利用の促進」ではない。 ・各項目の冒頭部分に「～実施するのが望ましいと考える」を補って、もう少し表現を柔らかくしたらどうか。 ・類似施設の共有化については、「調整の場を継続することが望ましい」とする。 ・検討結果の期限については3年とする。 	<p>意見書(素案)の審議を行い、3公園に関して意見書(素案)の審議を行った。</p> <p>意見書(素案)の審議の中で、審議内容を反映させた意見書(原案)を各委員に配付して、文言等についての意見集約を行う。</p>	<p>・意見書に関する審議</p>	<p>資料 - 3 参考資料 - 2</p>
2) 第35回委員会活動の整理事項	資料 - 2 『第35回河川保全利用委員会審議事項の整理表』で確認・了承した。	仮確定となっていた審査表の文言については確定とする。	-	資料 - 1 資料 - 2
一般傍聴者からの意見聴取	・一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-
その他	・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	参考資料 - 1

【野洲川^{たていり}立入河川公園（守山市）：意見書（原案）】

（前回(第36回)委員会後の各委員の意見を反映させた案）

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理及び運営管理が行われており、**老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。**

施設利用者数は、年間約5万人（平成22年度）でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある**と思われる。**また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、**堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきである**と考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである**と考える。**

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である**と考える。**

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当である**と考える。**

【占用許可期限の更新についての意見】

（案1）河川保全利用の観点から、以下の項目について実施すべきと考える。

一部施設の「自然化」を行うことが望ましい。

河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続することが望ましい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定することが望ましい。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告して頂きたい。

循環式便所その他利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去して頂きたい。

（案2）河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが、望ましい方向である**と考える。**

一部施設の「自然化」を行うこと。

河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。

循環式便所その他利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

【野洲川河川公園（野洲市）：意見書（原案）】

（前回(第36回)委員会後の各委員の意見を反映させた案）

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。

施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、**老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。**施設利用者数は、年間約6万1千人（平成22年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはない**と思われる。**

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、**堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきである**と考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである**と考える。**

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である**と考える。**

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当である**と考える。**

【占用許可期限の更新についての意見】

（案1）河川保全利用の観点から、以下の項目について実施すべきと考える。

一部施設の「自然化」を行うことが望ましい。

河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続することが望ましい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定することが望ましい。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告して頂きたい。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去して頂きたい。

（案2）河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが、望ましい方向である**と考える。**

一部施設の「自然化」を行うこと。

河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

【野洲川運動公園（栗東市）：意見書（原案）】

資料 - 3

（前回(第36回)委員会後の各委員の意見を反映させた案）

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、バターゴルフ場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理**及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。**施設利用者数は、年間約5万5千人（平成22年度）でグラウンドゴルフ場の利用者が約3割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある**と思われる。**

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、**堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきである**と考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである**と考える。**

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である**と考える。**

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当である**と考える。**

【占用許可期限の更新についての意見】

（案1）河川保全利用の観点から、以下の項目について実施すべきと考える。

一部施設の「自然化」を行うことが望ましい。

河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続することが望ましい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定することが望ましい。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告して頂きたい。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去して頂きたい。

（案2）河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが、望ましい方向である**と考える。**

一部施設の「自然化」を行うこと。

河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや川原の整備計画）が必要と思われる。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

赤色文字 前回(第36回)委員会審議の結果、変更・追加となった文言

（案1） 前回(第36回)委員会終了後、各委員のご意見等を反映させた

（案2） 事務局案の文言

意見書（原案）に対する各委員からの意見

自然環境を重視する立場から、河川公園を「縮小・廃止」という意見が支配的ですが、別の意見を述べます。

淀川水系河川整備計画（H21.3.31策定）では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとするの策定内容を重視すべきであろう。

行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。

「なお」以下の文面を次のとおり修正したい。

なお、川と住民とのふれあいを高めるような整備（川づくりや河原の整備計画）が必要と思われる。

意見書（原案）に対する各委員からの意見

野洲川・河川公園の「縮小・廃止」に対する反論（H24.2.27）

「1」[廃止]について

淀川水系河川整備計画（H21.3.31近畿地方整備局策定）に於いては、「廃止」の文言はない。

しかし、琵琶湖河川事務所の手引き書には「廃止」の文言が明記されている。上位組織である近畿地方整備局で策定された整備計画を尊重すべきであり、廃止の文言を削除すべきである。

「2」[縮小]は妥当でない

整備計画では、「地域と川の関わりを踏まえながら、縮小していくことを基本とし、自治体・利用者・地域住民の意見を聞きながら判断する」と明記している。

なお、淀川・桂川の河川公園の「縮小」は、河川保全利用委員会に何ら提案されておらず、又、意見もない。

琵琶湖河川事務所の手引き書に於いては、基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小するが、合致する利用形態として自然・散歩等健康増進のための親水空間としての利用が明記されている。

従いまして、野洲川河川公園は、利用形態に合致しており、縮小の対象ではない。

当委員会の基本理念・基本方針に於ける審査表の審査判断では、「満足しているとは言えず、引き続き検討を要する」の判断であり、今回の縮小・廃止の検討は勇み足である。

